

商品概要説明書

マイホーム優遇フリーローン

(令和6年4月1日現在)

商品名	マイホーム優遇フリーローン								
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○地区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満20歳以上であり、完済時年齢76歳未満の方。○安定継続した収入の見込める方。ただし、パート・アルバイトによる収入も対象とし、専業主婦の方も対象とします。○住宅を所有している方または住宅を所有している方と同居している2親等以内の親族の方。○JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他JAが定める条件を満たしている方。								
資金用途	○事業性資金を除く全てのご資金が対象です。								
借入金額	○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、申込者が専業主婦の場合は30万円を上限とします。								
借入期間	○6ヶ月以上10年以内とし、1ヶ月単位とします。								
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には年1.8%の保証料を含みます。 ○利率等の詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。								
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
団体信用生命共済（保険）	<p>○ご希望によりJA所定の団体信用生命共済（保険）にご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"><thead><tr><th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>加算利率</th></tr></thead><tbody><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年0.20%</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.20%</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.30%</td></tr></tbody></table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.20%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.20%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年0.20%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.20%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%								
9大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。								

	年 0.30%		
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済される場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。		
	一部・全額繰上手数料	100万円未満	5,500円
		100万円～500万円未満	22,000円
		500万円～1,000万円未満	33,000円
		1,000万円超	44,000円
○ご返済期間終了までの間において、他金融機関へ借換される場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。			
借換手数料	住宅・リフォームローン	33,000円	
	賃住資金・事業資金	55,000円	
○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件等を変更される場合は次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。			
その他手数料	金利条件変更事務	固定期間終了後の金利条件変更	5,500円
		固定期間中の金利条件変更	5,500円
	特約期間設定手数料		無料
	不動産担保条件変更事務手数料		実費相当額
	償還方法変更事務手数料		5,500円
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA 支店にお申し出ください。JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）</p>		
その他	<p>○お申込みに際しては、JA およびJA が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JA の融資窓口までお問い合わせ</p>		

ください。

J Aバンク宮崎